

吹付けアスベスト等に関する法規制など

労働安全衛生法：石綿障害予防規則

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

『建築物からの石綿粉じん対策 建築物所有者・管理者の皆様へ』から抜粋

◆建築物に吹付けられた石綿の管理～石綿障害予防規則第10条関係◆

- (1)事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにはばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込みなどの措置を講じなければなりません。
- (2)事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにはばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。

◆建築物の解体工事等の発注時における措置◆

建築物または工作物の解体、改修時の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者にその労働者への石綿のはばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられているとともに、工事の発注者も次のことに配慮しなければなりません。

①情報の提供（石綿則第8条関係）

建築物等の解体工事等の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

②工期、経費等の条件（石綿則第9条関係）

建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることのないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。



大気汚染防止法・大気汚染防止法施行令・大気汚染防止法施行規則

建築物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、一定の要件に該当する場合、解体事業者は作業の場所、作業期間、作業の方法などを都道府県知事へ届け出ることが必要です。解体作業にあたっては、吹付け石綿を除去する場所を隔離したり、集じん・排気装置を設置したりするなど、作業基準を遵守することが求められ、違反した場合は処罰の対象となります。

◆対象となる作業◆

石綿を飛散させる原因となる建築材料（特定建築材料）が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業

◆作業基準

①解体する場合

◇通常の時

次の基準にしたがって石綿を除去するか、これと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- ① 作業場を他の場所から隔離し、出入口には前室を設けること。
- ② 作業場を負圧に保ち、作業場の排気には、高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
- ③ 除去する吹付け石綿を薬液等により湿潤化すること。
- ④ 除去した部分に薬液等を散布し、作業場内の石綿を処理した後、作業場の隔離を解くこと。

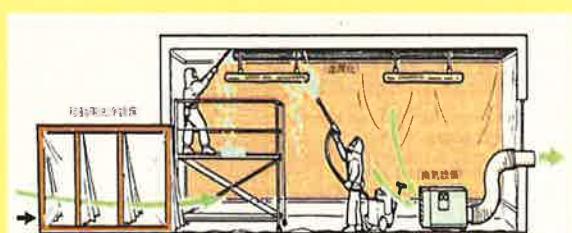
◇立入が危険な時・事前除去が著しく困難な時

建築物に散水するか、これと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

②改造・補修する場合

解体する場合と同じ措置を講じて石綿を除去するか、囲い込み、又は封じ込めにより、飛散を防止すること。

ただし、囲い込み、又は封じめる場合でも、吹付け石綿の劣化状態、下地状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、石綿を除去すること。



吹付けアスベスト除去等における隔離養生等